
建 設



帆曳船

1	土木	307
2	建築	309
3	下水道	311
4	都市下水路	316
5	水道	318

1 土 木

(1) 土浦市道路状況

(令和3年3月31日現在)

市道種別	総延長 (m)	重用延長 (m)	実延長 (m)	未供用延長 (m)	舗 装		未舗装 延長(m)
					延長(m)	率%	
1 級	110,798.77	1,816.30	102,408.30	6,574.17	102,402.83	99.99	5.47
2 級	59,131.95	3,133.59	52,628.36	3,370.00	51,927.39	98.67	700.97
その他	1,501,031.09	13,070.31	1,374,341.59	113,619.19	1,040,561.45	75.71	333,780.14
合 計	1,670,961.81	18,020.20	1,529,378.25	123,563.36	1,194,891.67	78.13	334,486.58

(2) 市道延長内訳

		路 線 数		6,942本	
		実 延 長		1,529,378.25m	
延 長 内 訳	幅 員 別 内 訳	規 格 改 良 延 長	19.5m以上	740.36 m	
			13.0 "	7,519.32 "	
			5.5 "	193,530.33 "	
			5.5 未満	537,101.20 "	
			計	738,891.21 "	
	未 改 良 延 長	5.5m以上	11,955.09 "		
		3.5 "	64,172.03 "		
		3.5 未満	714,359.92 "		
計		790,487.04 "			
路 面 別 内 訳	未 舗 装 路	334,486.58 "			
		舗 装 路			
	アスファルト系	1,153,242.17 "			
	セメント系	41,649.50 "			
		計	1,194,891.67 "		
		舗 装 率	78.13 %		

建設

(3) 市道路工事状況 (令和2年度)

区 分	道路新設 改良	道路舗装	道路排水 工 事	交通安全 施 設	そ の 他 維持工事
工事箇所	20	10	0	2	259
総延長(m)	2,334	2,115	0	4,622	-

(4) 道路占用

占用料

種	類	期間	単	位	占用料	摘	要
電柱類		年	本		900円		本柱、支柱、支線柱
鉄塔類	(水平面積)	年	平方メートル		1,860円		三脚以上のもの
看板類	(板面積)	年	平方メートル		2,230円		広告板、看板
標識類		年	本		1,190円		
広告塔		年	基		7,500円		
その他の柱類		年	本		900円		
変圧塔類	、公衆電話所	年	基		1,400円		
アーチ		年	基		6,700円		
郵便差出箱		年	基		600円		
宅地用通路		年	平方メートル		900円		
露店	(臨時に占用するもの)	月	平方メートル		620円		
興行施設類		月	平方メートル		620円		
材料置場	、板囲い、足場類	月	平方メートル		620円		
広告付街路灯柱		年	本		900円		
上空又は地下に設ける通路	、施設	年	平方メートル		2,230円		
横断幕類		月	張		1,430円		
地下埋設物類	外径が0.08メートル未満のもの	年	メートル		40円		
	外径が0.08メートル以上0.15メートル未満のもの	年	メートル		80円		
	外径が0.15メートル以上0.3メートル未満のもの	年	メートル		170円		
	外径が0.3メートル以上1メートル未満のもの	年	メートル		280円		
	外径が1メートル以上のもの	年	メートル		580円		

(5) 地籍調査事業

国土調査(地籍調査)は、一筆毎の土地について地番・地目・境界の調査と登記簿に記載されている所有者に関する確認と併せて、境界の測量と面積の測定を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものである。

本市の国土調査(地籍調査)事業は、昭和33年度から年次計画に基づいて実施しており、全体調査計画面積94.47km²に対して、令和元年度までに90.27km²(95.6%)が完了している。

なお、令和3年度の事業として、右粕〔Ⅶ〕地区(約0.19km²)の地図及び簿冊の閲覧、右粕〔Ⅷ〕地区(約0.15km²)の現地調査及び測量を実施する予定である。

2 建 築

(1) 市営住宅

(令和3年4月1日現在)

住宅名	所 在 地	戸 数	構 造 別 戸 数				一般世帯家賃
			木 造	簡 平	簡 二	中 耐	
霞ヶ岡第一	霞ヶ岡町5番	21				21	19,300～43,900円
〃 第二	霞ヶ岡町12番	45				45	27,400～46,900円
板 谷 第一	若松町5・12～14・36・37番	12	12				1,800～ 3,700円
〃 第二	若松町30・32～34・37番	29	5		24		2,200～10,300円
竹の入第一	西根南三丁目1番	20		20			4,500～ 6,800円
〃 第二	〃 二丁目6番	40		40			4,000～ 6,800円
南 ケ 丘	烏山四丁目2065番地2	138			138		8,900～12,400円
都 和	都和三丁目1～8番	295			177	118	10,100～26,400円
神 立	神立中央四丁目2番	64				64	17,100～26,000円
中 村	中村東二丁目19番	79				79	18,200～27,600円
中 高 津	中高津二丁目18番	69				69	20,800～31,500円
大 岩 田	大岩田1715・2153番地	192				192	22,000～34,800円
西 板 谷	板谷三丁目713番地1	194				194	22,500～40,300円
下 坂 田	下坂田2011番地	3	3				1,700～ 2,600円
計		1,201	20	60	339	782	

(2) 県営住宅

(令和3年4月1日現在)

団 地 名	所 在 地	戸 数	構 造 別 戸 数			一般世帯家賃
			特耐・簡二	木 造	中 耐	
大 房 ア パ ー ト	中村南4丁目3番	24			24	21,900～43,700円
都 和 ア パ ー ト	都和2丁目5番	246			246	14,600～59,600円
神 立 ア パ ー ト	神立中央4丁目1番	242			242	14,600～35,600円
ひばりアパ ー ト	下高津2丁目1番	210			210	17,600～49,300円
神 立 南 ア パ ー ト	神立町3587番地	102			102	19,600～40,000円
大 岩 田 ア パ ー ト	大岩田1715番地3	112			112	22,000～44,200円
中 ア パ ー ト	中1108番地	62			62	29,900～62,200円
常 名 ア パ ー ト	並木5丁目4128番地1	18			18	30,600～62,200円
大 房 住 宅	中村南4丁目3番	8		8		27,300～54,500円
新 治 住 宅	高岡1899番地6	12		12		19,800～29,100円
計		1,036		20	1,016	

(3) 市営住宅への入居申込資格

- ア 土浦市内に住所又は勤務場所があること。
- イ 現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者「いばらきパートナーシップ宣誓」をされた方を含む）があること。ただし次に掲げる方は単身者でも入居することが出来ます。（身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けられない、または受けることが困難であると認められる方は入居出来ません。）
- ① 満60歳以上の方
 - ② 身体障害者（1～4級）、精神障害者（1～3級）、知的障害者（㉔、A、B、C）
 - ③ 戦傷病者の方で障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症である方
 - ④ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑤ 生活保護被保護者又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方
 - ⑥ 海外からの引き揚げた日から5年を経過していない方
 - ⑦ ハンセン病療養所入所者等の方
 - ⑧ DV被害を受けている方
- ※親がありながら兄弟・姉妹だけ、独身者と両親のうち一方のみ、など不自然な家族構成の場合は、申込みができないことがあります。
- ※婚約者の場合は、申込日から3ヶ月以内に結婚し、同居できる方が申込みできます。
- ウ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- ※住宅を所有している方は原則として申込みできません。
- エ 市町村税を原則滞納していないこと。
- オ 暴力団員ではないこと。
- カ 下記の収入基準にあてはまること。

◇収入基準早見表

① 所得金額の上限（全員の所得の合計額）

	種別	同居しようとする親族（本人を除く）及び別居扶養親族の人数						
		0人 (単身者)	1人	2人	3人	4人	5人	6人
世帯の年間 総所得金額	一般世帯	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下	4,176,000円 以下
	裁量世帯	2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下	4,088,000円 以下	4,468,000円 以下	4,848,000円 以下

※家族の中に高齢者、障害者、寡婦（寡夫）、ひとり親がいる場合は特別控除の適用があり、該当する控除額を差し引いて計算します。

② 給与所得者が1人の場合（給与支払金額）

	種別	同居しようとする親族（本人を除く）及び別居扶養親族の人数						
		0人 (単身者)	1人	2人	3人	4人	5人	6人
世帯の年間 総収入金額	一般世帯	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下	5,895,999円 以下
	裁量世帯	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下	6,720,001円 以下

※総収入金額（給与支払金額）に対する給与所得控除後の金額は、上記「①所得金額の上限」の表と同じになります。

3 下水道

(1) 計画のあらまし

本市の公共下水道事業は、昭和41年度に浸水対策事業として中心市街地を中心に計画面積177.5haを合流式ではじめたものである。

その後、霞ヶ浦の水質汚濁防止対策として、霞ヶ浦北西地域を広域的に県が事業主体となって、霞ヶ浦湖北流域下水道計画が策定されたことにより、本市の公共下水道事業も流域関連公共下水道に変更され、昭和54年1月1日に一部供用を開始した。さらに、国の方針により、市街化調整区域も公共下水道事業で整備することが出来るようになったことを受け、平成12年度に事業認可区域の変更を申請し計画区域の拡大を図ったところである。

また、霞ヶ浦湖北流域下水道区域内の新治村と平成18年2月20日に合併し、現在では、市街化区域の全域及び市街化調整区域の一部を合わせた計画面積6,017ha計画人口138,600人を対象として事業を進めている。

令和2年度末現在では、3,725haの整備が完了し、人口普及率で88.2%となっている。

ア 計画面積及び人口

処理分区名	区分	計画面積 (h a)	計画人口 (人)	備考
沖	宿	27.2	248	
田 村 第 一		209.6	4,072	
田 村 第 二		32.6	297	
石	田	5.4	50	
鶴	沼	98.0	892	
神 立 南		87.6	604	
神 立		208.3	6,524	
西 神 立		25.3	669	
北 神 立		193.9	1,642	
中 貫		229.8	4,047	
北 部		81.1	354	
板 谷 第 一		10.4	416	
板 谷 第 二 - 1		30.9	1,184	
板 谷 第 二 - 2		11.6	464	
板 谷 第 三		18.8	586	
並 木 第 一		67.8	1,850	
並 木 第 二		6.7	95	
並 木 第 三		34.9	608	
都 和		55.6	1,715	
若 松		32.8	1,223	
木 田 余 沖		4.0	37	
木 田 余 第 一		39.6	550	

区 分 処理分区名	計画面積 (h a)	計画人口 (人)	備 考
木 田 余 第 二	31.8	370	
木 田 余 第 三 - 1	11.6	464	
木 田 余 第 三 - 2	7.9	316	
木 田 余 第 四	16.9	553	
木 田 余 第 五	221.6	7,912	
亀 城 (合流)	177.5	10,577	
亀 城 (分流)	548.2	14,530	
川 口	30.0	1,192	
港	40.9	1,870	
桜 川	103.8	2,703	
高 津	716.3	19,514	
永 国	222.2	8,586	
小 岩 田	128.9	2,776	
大 岩 田	97.5	1,129	
中 村 第 一	61.7	1,206	
中 村 第 二	108.7	4,190	
中 村 第 三	271.9	4,904	
中 村 第 四	74.4	2,976	
西 根	39.1	1,214	
右 粉 第 一	117.8	2,537	
右 粉 第 二	98.4	1,309	
荒 川 沖 第 一	63.3	2,393	
荒 川 沖 第 二	288.2	6,856	
荒 川 沖 第 三	88.7	3,476	
新 治	938.0	6,920	
合 計	6,017.2	138,600	

ポンプ施設

名称	種別	計画		整備済		摘要 ()内は稼働年
		ポンプ数 (台)	能力 (/min)	ポンプ数 (台)	能力 (/min)	
亀城ポンプ場	雨水	5	326.0	5	326.0	稼働中(昭和41年)
桜川ポンプ場	〃	4	208.8	4	208.8	〃(昭和45年)
塚田ポンプ場	〃	4	680.0	4	680.0	〃(昭和54年)
〃	汚水中継	2	9.8	2	10.0	〃(昭和56年)
川口ポンプ場	雨水	4	148.0	4	148.0	〃(昭和59年)
港ポンプ場	〃	4	282.0	4	282.0	〃(昭和63年)
川口川ポンプ場	〃	2	36.0	2	36.0	〃(平成5年)
紫ヶ丘ポンプ場	汚水	3	5.1	3	5.1	〃(平成7年)
木田余ポンプ場	雨水	4	1,200.0	2	306.0	〃(平成11年)
新川ポンプ場	〃	5	1,170.0	3	538.8	〃(平成14年)
藤沢中継ポンプ場	汚水	2	2.1	2	2.1	〃(昭和62年)

合流式公共下水道改善施設

名称	貯留量	寸法	摘要
雨水滞水池	5,325	縦17.4m×横47.0m×高さ15.6～18.0m	供用中(平成17年)

令和2年度末整備状況

(ア) 行政人口	141,119人
(イ) 全体計画面積	6,017.20ha
(ウ) 事業計画面積	4,490.70ha
(エ) 整備済面積	3,725.28ha
(オ) 処理区域内人口	124,494人
(カ) 水洗化人口	117,228人
(キ) 整備率(全体計画面積比)	61.9%
(ク) 整備率(事業計画面積比)	82.9%
(ケ) 普及率(人口比)	88.2%
(コ) 水洗化率(人口比)	94.2%

イ 令和3年度事業計画

排水施設工事 φ200mm L=1,405m

ウ 受益者負担金

区分	対象地区	負担率	面積	負担金
第1負担区	旧市内地区	1/5	1,774,700㎡	151円/㎡
第2負担区	真鍋地区	1/5	1,838,300㎡	300円/㎡
第3負担区	塚田地区	1/5	1,054,000㎡	300円/㎡
第4負担区	神立地区の一部	1/5	1,284,400㎡	300円/㎡
第5負担区	港・川口地区	1/5	578,000㎡	300円/㎡
第6負担区	都和・木田余地区	1/5	3,920,000㎡	300円/㎡
第7負担区	高津・中村及び荒川沖地区の一部	1/5	9,271,000㎡	400円/㎡
第8負担区	神立・板谷・並木・永国・右廻・小岩田・荒川沖地区の一部	1/5	8,280,000㎡	410円/㎡
第9負担区	中貫・常名・殿里・東並木・西並木・虫掛地区の一部	1/5	3,424,000㎡	410円/㎡
第10負担区	白鳥・北神立・中都・東都和・東若松・上高津・大岩田・右廻・中・中村西根・西根・乙戸・荒川本郷・沖新田地区の一部	1/5	4,798,000㎡	410円/㎡
第11負担区	藤沢・高岡・大畑・田宮・永井・上坂田・本郷・沢辺・下坂田・大志戸・小野・東城寺地区の一部	1/5	6,176,000㎡	300円/㎡
第12負担区	手野町、田村町、沖宿町の一部区域	1/5	1,509,000㎡	410円/㎡
第13負担区	手野町、田村町、中貫、宍塚、粕毛、佐野子、上高津、下高津、乙戸南地区の一部区域	1/5	561,000㎡	410円/㎡

エ 下水道使用料

区分	基本金額（1月につき）		超過金額		
	排除汚水量	金額	（排除汚水量1立方メートルにつき）		
一般汚水	10立方メートルまで	1,320円	10立方メートルを超え	20立方メートルまで	143円
			20 "	30 "	154
			30 "	50 "	165
			50 "	100 "	176
			100 "	500 "	187
			500 "	1,000 "	198
		1,000立方メートルを超えるもの		209	
公衆浴場汚水			排除汚水量1立方メートルにつき		33

上記表は消費税法に基づき、すべて消費税込みの表示となっております。

備考1. 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

2. 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた浴場から排除される汚水をいう。

(2) 霞ヶ浦湖北流域下水道

ア 事業計画

事業年度	事業費	幹線 管渠延長	終末処理場（霞ヶ浦浄化センター）					放流先
			浄化センター面積	処理面積	処理人口	処理水量	処理方法	
昭和48年度 ～ 令和7年度	1,260億円	57.0 km	25ha	14,966ha	289,300人	164,800 m ³ /日	担体投入型修正 Bardenpho法 +急速ろ過 +オゾン酸化法 +好気性ろ床法	霞ヶ浦

イ 市町村別処理計画

関係市町村	処理面積(ha)	処理人口(人)	処理汚水量 (m ³ /日)	備考
土浦市	6,017.2	138,600	74,975	
石岡市	2,160.0	41,400	24,738	
かすみがうら市	1,975.6	31,100	17,381	
小美玉市	2,351.0	38,700	27,179	
阿見町	2,462.6	39,500	20,456	
計	14,966.4	289,300	164,729	

(3) 農業集落排水事業

近年、農村社会における混住化の進展、生活様式の高度化、農業生産様式の変化等により、農業用排水の汚濁が進行し、農業生産環境及び、農村生活環境の両面に大きな問題が生じており、公共用水域の水質悪化の要因にもなっている。

このため、国では、従来より行われている市街化区域を中心とした公共下水道事業とは別に、農村におけるミニ下水道として、農林水産省所轄の農業集落排水事業を、昭和58年度から導入しました。

土浦市では、霞ヶ浦の水質浄化の一環として、昭和62年度に事業の全体計画構想を策定すると共に、昭和63年度から西部地区（佐野子、飯田、矢作）に着手し、平成4年度に処理場が完成し、8月に供用開始しました。

また、平成4年度に着手した2番目の北部地区（粟野町、今泉、小山崎）は、平成7年度に処理場が完成し、同年7月に供用開始しました。

さらに、3番目の東部地区（菅谷町、白鳥町）は、平成7年度に事業採択を受けるとともに、基本設計、全体実施設計及び管路工事に着手し、平成10年度に処理場が完成し、平成11年度に供用を開始しております。

平成18年2月に新治村との合併により、高岡地区（高岡、藤沢新田、田土部）、沢辺地区（沢辺、小高）が加わりました。

平成14年度より進めておりました西根地区（中村西根）は、平成20年度に処理場が完成し、平成21年4月に供用を開始したことにより、現在6地区において供用を開始しています。

施設概要

区分 地区名	計画処理 対象人口 (人)	管路延長 (m)	中継ポンプ 施設 (箇所)	汚 水 処 理 方 式	備 考
高 岡	940	9,542	3	回分式活性汚泥方式	
西 部	780	5,676	8	〃	
沢 辺	850	8,292	10	〃	
北 部	950	11,832	10	〃	
東 部	1,770	17,812	23	〃	
西 根	690	5,506	12	〃	

4 都市下水路

(1) 概況

本市の都市下水路事業は、市街化の進展に伴う、降水時の雨水流出量の増加による家屋の浸水被害及び道路冠水等の解消及び生活環境の向上を図ることなどを目的としている。

また、将来の公共下水道の雨水幹線との関連を考慮しながら、計画的に整備を進めている。

雨水事業全体としては、令和2年度までに延長87,831mの整備が完了し、令和3年度においては、路線延長126mの改築等の整備が予定されている。

(2) 令和3年度の事業概要

ア 整備予定路線 3路線（神立菅谷 21m、木田余1号 50m、西根竹の入 55m）

イ 整備予定延長 126m

(3) 都市下水路及び雨水幹線の状況

(令和3年4月1日現在)

No.	路線名	路線延長 (m)	集水区域	流末河川
1	東中貫	1,463	中貫、神立町、東中貫町	中貫 都市下水路
2	神立菅谷	4,513	神立中央一、二、三、四、五丁目 中神立町、神立東一、二丁目 神立町、白鳥町、菅谷町	一ノ瀬川
3	菅谷	568	菅谷町	一ノ瀬川
4	菅谷東	865	菅谷町	一ノ瀬川
5	都和	3,356	並木二、三、四丁目、常名 都和一、二、三丁目、中貫	中貫 都市下水路
6	白鳥	3,395	手野町、白鳥町、神立町	神立 都市下水路
7	中貫	6,037	中貫、小山崎、神立町、木田余、手野町	神立 都市下水路"
8	神立	10,632	神立中央五丁目、中神立町、神立町 北神立町、手野町	境川
9	常名新田	1,218	常名	常名 都市下水路
10	東真鍋	769	東真鍋町	真鍋雨水渠
11	田村沖宿	825	田村町	田村川
12	木田余	2,859	木田余	境川
13	虫掛	1,430	虫掛	新川
14	常名	1,466	常名	新川
15	殿里	1,453	殿里、西真鍋町、真鍋二、五丁目	新川
16	真鍋二丁目	198	真鍋二丁目	新川
17	真鍋二丁目第2	396	西真鍋町、真鍋二丁目	新川
18	西真鍋	576	西真鍋町、真鍋二丁目	新川
19	真鍋	1,789	真鍋一、三丁目、東真鍋町、真鍋新町	新川
20	木田余第2	1,115	木田余、真鍋新町	新川
21	上高津	2,084	上高津、粕毛	上備前川
22	粕毛穴塚	987	粕毛、穴塚	上高津 都市下水路

No.	路線名	路線延長 (m)	集水区域	流末河川
23	天川上高津	1,823	上高津、上高津新町、天川二丁目	備前川
24	上高津第2	446	上高津	備前川
25	中高津	2,594	中高津二、三丁目、下高津三、四丁目	備前川
26	国分中高津	1,632	富士崎一、二丁目、国分町 中高津一丁目、下高津一丁目	備前川
27	小松	1,706	小松一、二、三丁目、千鳥ヶ丘町 霞ヶ岡町	備前川
28	小松大岩田	1,084	大岩田、千鳥ヶ丘町、霞ヶ岡町 小松三丁目	備前川
29	大岩田	1,825	大岩田、霞ヶ岡町	備前川
30	蓮河原新町	872	蓮河原新町	桜川
31	蓮河原	934	蓮河原、蓮河原新町、小松一丁目	土浦第二土地 改良区水路
32	西根竹の入	3,230	中、中村西根、西根南一、二丁目	花室川
33	中村西根	1,223	中村西根	花室川
34	永国西	1,543	永国、天川一丁目、中高津三丁目	花室川
35	中村	1,405	中、中村西根	花室川
36	中	206	中、中村西根	花室川
37	原の前	2,673	中村南一、二丁目、中	花室川
38	永国東	1,606	永国	花室川
39	右粕西	2,068	右粕	花室川
40	小岩田西	1,032	桜ヶ丘町、小岩田西二丁目	花室川
41	桜ヶ丘	2,012	桜ヶ丘町、霞ヶ丘町 小岩田西一、二丁目	花室川
42	右粕東	1,681	右粕	花室川
43	烏山南ヶ丘	1,868	烏山一、三、五丁目	花室川
44	小岩田東	1,427	小岩田東一、二丁目、大岩田	花室川
45	烏山	2,060	烏山二、三、四丁目、右粕	花室川
46	長峰	811	中村西根	西根竹の入 都市下水路
47	北荒川沖	1,099	中村南二、三丁目、北荒川沖町	原の前 都市下水路
48	摩利山	1,852	摩利山新田、右粕	原の前 都市下水路
49	乙戸沼	190	乙戸、中村西根	乙戸沼
50	荒川沖北	932	中村南二、三丁目、北荒川沖町	荒川沖 都市下水路
51	乙戸	949	乙戸	乙戸川
52	荒川沖	2,362	中村南四、五、六丁目 荒川沖西一、二丁目	乙戸川
53	荒川沖東	1,862	荒川沖東二、三丁目、荒川沖	乙戸川
	合計	95,001		

5 水 道

(1) 事業計画

土浦市における水道事業は、1957年（昭和32年）に発足した霞ヶ浦水道組合（茨城県・土浦市・阿見町で結成する一部事務組合）事業の発展的解消により、1964年（昭和39年）茨城県企業局から全量を受水し、土浦市水道事業者として独立し、水道事業を経営するに至った。

1981年（昭和56年）には第1次拡張事業計画を策定し、その面整備に鋭意取り組んでいる。

また2006年2月（平成18年）には、新治村との合併により新治村水道事業を土浦市に統合し現在に至っている。

なお、旧新治村の水道事業は、1974年（昭和49年）に事業認可を受け、1978年（昭和53年）より供用開始し、茨城県企業局からの受水と地下水による自己水源により事業を行っていたが、自己水源については2011年（平成23年）に廃止し、現在は茨城県企業局より全量を受水している。

水道は、健康で文化的な生活や様々な社会経済活動を支える必要不可欠な施設であり、限られた財源のなかで、地域の発展を支える重要な基礎施設として優先的に取り組み、その進捗が図られている現状にある。さらに、公営企業に課せられた経済性の確保と公共の福祉という観点から、公衆衛生の資質向上と生活環境の改善を目指し、事業計画に基づいた施設の整備を進め、常に安心・安全な給水ができる施設の整備と安定した水道水の確保に努めている。

配 水 区 域	創設事業	第1次拡張事業
	土浦市の全域 (一部の地域を除く)	土浦市全域 (右柳、中村南一丁目、二丁目、 四丁目、五丁目の一部を除く)
計 画 給 水 人 口	130,000 人	149,800 人
計 画 1 日 最 大 給 水 量	32,500 m ³	64,100 m ³
計 画 1 人 1 日 最 大 給 水 量	250 ℓ	428 ℓ
合併後		
配 水 区 域	土浦市全域	
計 画 給 水 人 口	161,900 人	
計 画 1 日 最 大 給 水 量	70,000 m ³	
計 画 1 人 1 日 最 大 給 水 量	432 ℓ	

(2) 財 務

ア 令和2年度損益計算書（消費税抜）

（単位：千円）

水 道 事 業 会 計	
科 目	金 額
1 営業収益	3,115,136
1 給水収益	3,022,896
2 受託工事収益	2,363
3 その他営業収益	89,877
2 営業費用	3,075,851
1 原水及び受水費	1,566,500
2 配水及び給水費	331,803
3 受託工事費	8,768
4 業務費	141,794
5 総係費	53,858
6 減価償却費	915,681
7 資産減耗費	57,447
3 営業外収益	102,913
1 受取利息	590
2 長期前受金戻入	100,993
3 雑収益	1,330
4 営業外費用	81,869
1 支払利息	81,817
2 雑支出	52
5 特別利益	365
1 過年度損益修正益	0
2 その他特別利益	365
6 特別損失	11,675
1 過年度損益修正損	1,668
2 その他特別損失	10,007
当年度純利益	49,019
前年度繰越利益剰余金	0
その他未処分利益剰余金変動額	0
当年度未処分利益剰余金	49,019

建設

イ 令和2年度剰余金処分計算書

（単位：千円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,002,151	361,162	49,019
議会の議決による処分	49,019	0	△ 49,019
資本金への組入れ	49,019	0	△ 49,019
処分後残高	13,051,170	361,162	0

ウ 令和2年度貸借対照表（消費税抜）

（単位：千円）

科 目		金 額
資 産 合 計		23,526,955
1	固 定 資 産	21,233,401
	1 有 形 固 定 資 産	21,232,527
	1 土 地	363,168
	2 建 物	573,215
	3 構 築 物	18,201,275
	4 機 械 及 び 装 置	1,914,828
	5 車 輜 運 搬 具	8,883
	6 工 具 器 具 及 び 備 品	949
	7 建 設 仮 勘 定	170,209
	2 無 形 固 定 資 産	741
	1 電 話 加 入 権	741
	3 投 資	133
	1 そ の 他 投 資	133
2	流 動 資 産	2,293,554
	1 現 金 預 金	1,931,463
	2 未 収 金	336,409
	貸 倒 引 当 金	△ 4,980
	3 貯 蔵 品	30,432
	4 そ の 他 流 動 資 産	230
負 債 合 計		9,348,788
3	固 定 負 債	5,650,417
	1 企 業 債	5,316,700
	1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,316,700
	2 引 当 金	333,777
	1 修 繕 引 当 金	212,330
	2 退 職 給 付 引 当 金	121,387
4	流 動 負 債	825,221
	1 企 業 債	285,712
	1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	285,712
	2 未 払 金	500,033
	3 引 当 金	10,894
	1 賞 与 引 当 金	9,380
	2 法 定 福 利 費 引 当 金	1,514
	4 そ の 他 流 動 負 債	28,582
5	繰 延 収 益	2,873,150
	1 長 期 前 受 金	4,504,679
	収 益 化 累 計 額	△ 1,631,529
資 本 合 計		14,178,167
6	資 本 金	13,002,152
7	剰 余 金	1,176,015
	1 資 本 剰 余 金	361,162
	1 国 庫 補 助 金	361,162
	2 利 益 剰 余 金	814,853
	1 建 設 改 良 積 立 金	400,000
	2 財 調 積 立 金	365,834
	3 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	49,019
負 債 資 本 合 計		23,526,955

(3) 給水計画

ア 配水場

(ア) 大岩田配水場

所在地	土浦市大岩田字西秋葉1734
敷地面積	9,305㎡
配水区域	市街地部一帯
計画給水人口	63,300人
計画1人1日最大給水量	428ℓ
計画1日最大給水量	27,100㎡
配水池公称能力	10,500㎡ (5,250㎡/1池×2池)
配水池有効容量	8,190㎡
配水池滞留時間	7.2時 (通常実有効水深 7.8m)
竣工期日	創設 ————— 1 拡 1983年 (昭和58年) 3月

(イ) 神立配水場

所在地	土浦市北神立町5
敷地面積	13,665㎡
配水区域	北部台地一帯
計画給水人口	56,100人
計画1人1日最大給水量	428ℓ
計画1日最大給水量	24,000㎡
配水池公称能力	13,000㎡ (1,500㎡/1池×2池) (5,000㎡/1池×2池)
配水池有効容量	10,380㎡
配水池滞留時間	10.3時間 (通常実有効水深 創設3.1m、1 拡5.1m)
竣工期日	創設 1967年 (昭和42年) 1月 1 拡 1988年 (昭和63年) 1月

(ウ) 右舩配水場

所在地	土浦市右舩1157-5
敷地面積	5,146㎡
配水区域	南部台地一帯
計画給水人口	30,400人
計画1人1日最大給水量	428ℓ
計画1日最大給水量	13,000㎡
配水池公称能力	5,300㎡ (2,650㎡×2池)
配水池有効容量	5,000㎡ ※1
配水池滞留時間	12時間 (通常実有効水深 6.5m) ※1
竣工期日	創設 1970年 (昭和45年) 7月 1 拡 1984年 (昭和59年) 1月 施設整備 2018年 (平成30年) 3月

(工) 新治浄・配水場

所 在 地	土浦市大畑字前山869-32
敷 地 面 積	6,735㎡
配 水 区 域	新治地区一帯
計 画 給 水 人 口	12,100人
計画1人1日最大給水量	488 ℓ
計画 1 日最大給水量	5,900㎡
配 水 池 公 称 能 力	2,835㎡ (330㎡/1池×2池) (1,175㎡/1池×1池) (1,000㎡/1池×1池)
配 水 池 有 効 容 量	2,380㎡
配 水 池 滯 留 時 間	9.2時間 (通常実有効水深 4.2m)
竣 工 期 日	創設 1974年 (昭和49年) 8月 2 拡 2005年 (平成17年) 2月

(4) 業 務

ア 料 金

水道使用金額

令和元年10月1日改定)

料 金 用 途		基本料金(1カ月につき)		従 量 料 金 (1㎡当り)	
		基 本	金 額 (円)	水 量	金 額 (円)
家 事 用	0㎡	495	1㎡を超え、10㎡まで	126.5	
			11㎡を超え、20㎡まで	231.0	
			21㎡を超え、50㎡まで	280.5	
			51㎡を超えるもの	341.0	
団 体 用	官庁・会社等	0㎡	1,320	1㎡を超え、20㎡まで	165.0
				21㎡を超え、200㎡まで	275.0
				201㎡を超えるもの	374.0
	学校・福祉施設	0㎡	1,210	1㎡を超え、20㎡まで	154.0
				21㎡を超え、200㎡まで	264.0
				201㎡を超えるもの	341.0
工 業 用	0㎡	7,150	1㎡を超え、100㎡まで	181.5	
			101㎡を超え、300㎡まで	286.0	
			301㎡を超えるもの	352.0	
営 業 用	0㎡	1,265	1㎡を超え、16㎡まで	203.5	
			17㎡を超え、60㎡まで	335.5	
			61㎡を超えるもの	407.0	
臨 時 ・ そ の 他	0㎡	2,200	1㎡を超え、10㎡まで	533.5	
			11㎡を超えるもの	907.5	

※この表は、すべて消費税込みの金額になっています。

建
設

メーター使用金額 (1ヶ月につき)

(令和元年10月1日改定)

口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200
使用料 (円)	33.0	49.5	55.0	110.0	132.0	440.0	550.0	770.0	1,210.0	1,980.0

※この表は、すべて消費税込みの金額になっています。

イ 水道料金改定の経緯

用途	改定実施期日	基本料金		従量料金						
家事用	S39.10.1	10m ³	270	11m ³ ~	30					
	43.6.1	8	270	9~	40					
	51.1.1	10	500	11~100	70	101m ³ ~	80			
	53.2.1	10	740	"	105	"	130			
	55.3.1	10	970	11~20	120	21~50	140	51m ³ ~	165	
	57.4.1	10	1,240	"	160	"	190	"	225	
	58.4.1	10	1,650	"	220	"	265	"	320	
	H18.4.1	0	450	1~10	120	11~20	220	21~50	265	51m ³ ~ 320
	20.7.1	0	450	"	115	"	210	"	255	" 310
団 体 用 官庁・会社等	S39.10.1	20	580	21~	30					
	43.6.1	20	600	"	40					
	51.1.1	20	1,200	21~200	70	201~	78			
	53.2.1	20	1,900	"	105	"	120			
	55.3.1	20	2,500	"	140	"	180			
	57.4.1	20	3,200	"	180	"	240			
	58.4.1	20	4,300	"	260	"	350			
	H20.7.1	0	1,200	1~20	150	21~200	250	201~	340	
団 体 用 学校・福祉施設	S51.1.1	20	1,200	21~200	65	201~	70			
	53.2.1	20	1,800	"	95	"	110			
	55.3.1	20	2,300	"	130	"	160			
	57.4.1	20	2,950	"	170	"	210			
	58.4.1	20	4,000	"	250	"	320			
	H20.7.1	0	1,100	1~20	140	21~200	240	201~	310	
工 業 用	S39.10.1	100	1,500	101~	25					
	43.6.1	100	3,000	101~500	30	501~	25			
	51.1.1	100	6,000	101~300	65	301~	70			
	53.2.1	100	9,500	"	100	"	110			
	55.3.1	100	13,200	"	140	"	165			
	57.4.1	100	16,900	"	180	"	220			
	58.4.1	100	23,500	"	270	"	330			
	H20.7.1	0	6,500	1~100	165	101~300	260	301~	320	
営 業 用	S39.10.1	20	620	21~	40					
	43.6.1	16	620	17~	50					
	51.1.1	16	1,100	17~60	65	61~	80			
	53.2.1	16	1,750	"	115	"	135			
	55.3.1	16	2,400	"	165	"	195			
	57.4.1	16	3,070	"	225	"	270			
	58.4.1	16	4,250	"	315	"	380			
	H20.7.1	0	1,150	1~16	185	17~60	305	61~	370	
臨 時 用	S39.10.1	10	560	11~	50					
	43.6.1	10	1,000	"	60					
	51.1.1	10	2,000	"	200					
	53.2.1	10	3,000	"	320					
	55.3.1	10	4,000	"	450					
	57.4.1	10	5,200	"	600					
	58.4.1	10	7,000	"	850					
	H20.7.1	0	2,000	1~10	485	11~825				

H 9.4.1改定 S58.4.1実施の料金に5%を加算した金額

H26.4.1改定 H20.7.1実施の料金に8%を加算した金額

R1.10.1改定 H20.7.1実施の料金に10%を加算した金額

ウ 加入金

メーターの口径	金額	メーターの口径	金額
13ミリメートル	40,000円	50ミリメートル	600,000円
20ミリメートル	80,000円	75ミリメートル	1,500,000円
25ミリメートル	140,000円	100ミリメートル	2,670,000円
30ミリメートル	210,000円	150ミリメートル	6,000,000円
40ミリメートル	380,000円	200ミリメートル以上	市長が別に定める額

※上記加入金に消費税(10%)が加算されます。

エ 年度別料金調べ(消費税込)

年度	給水件数(件)	水道料金(千円)	行政区域人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)
H23	56,089	3,373,964	146,538	135,094	92.2
H24	56,751	3,386,391	145,843	135,556	92.9
H25	57,777	3,372,288	145,125	136,179	93.8
H26	58,524	3,411,350	144,532	136,070	94.1
H27	59,136	3,449,217	143,726	135,709	94.4
H28	60,104	3,357,661	143,182	135,358	94.5
H29	59,997	3,381,773	142,734	135,316	94.8
H30	60,973	3,393,824	142,143	135,040	95.0
R1	62,555	3,333,280	141,655	134,734	95.1
R2	62,909	3,324,970	141,119	134,454	95.3

オ 年度別、用途別料金調べ(消費税込)

上段・料金(単位:千円)、下段・件数

年度	家事用	団体用	工業用	営業用	臨時用
H23	2,052,740	470,235	366,133	453,950	2,603
	53,394	1,331	21	1,308	35
H24	2,077,224	462,148	403,610	407,578	7,024
	53,907	1,470	18	1,303	53
H25	2,078,013	441,312	420,210	393,964	9,381
	54,891	1,498	17	1,319	52
H26	2,106,877	433,343	431,375	395,950	13,010
	55,585	1,523	17	1,347	52
H27	2,126,548	445,158	422,608	400,593	22,881
	56,162	1,577	12	1,351	34
H28	2,130,479	416,115	385,191	384,677	9,276
	56,981	1,619	45	1,413	46
H29	2,144,177	422,930	375,636	397,074	9,446
	56,970	1,570	11	1,365	81
H30	2,132,547	431,613	405,212	382,199	9,371
	57,904	1,612	18	1,357	82
R1	2,150,180	417,935	355,168	368,270	8,050
	59,340	1,667	19	1,438	91
R2	2,281,707	382,507	306,117	306,931	13,110
	59,640	1,697	23	1,453	96

量水器使用料

(単位：千円)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
使用料	28,305	28,807	29,408	30,793	31,429	31,923	32,510	32,882	33,677	34,599

力 配水量

年 度	配 水 量 (㎡)	有 収 水 量 (㎡)	有 収 率 (%)	1 日 平 均 配 水 量 (㎡)
H23	15,548,686	13,811,911	88.8	42,483
H24	14,955,514	13,848,471	92.6	40,974
H25	14,845,925	13,820,936	93.1	40,674
H26	14,579,709	13,649,251	93.6	39,944
H27	14,739,327	13,743,090	93.2	40,271
H28	14,564,083	13,516,884	92.8	39,902
H29	14,729,334	13,611,982	92.4	40,354
H30	14,547,349	13,633,453	93.7	39,856
R1	14,174,321	13,385,133	94.4	38,728
R2	14,266,146	13,441,199	94.2	39,085

キ 水道の需要状況

年 度	総 数		家 事 用		団 体 用	
	件 数	使用水量 (㎡)	件 数	使用水量 (㎡)	件 数	使用水量 (㎡)
H23	56,089	13,811,911	53,394	9,859,231	1,331	1,588,986
H24	56,751	13,848,471	53,907	9,948,399	1,470	1,545,536
H25	57,777	13,820,936	54,891	9,960,866	1,498	1,480,117
H26	58,524	13,649,251	55,585	9,870,808	1,523	1,420,582
H27	59,136	13,743,090	56,162	9,938,206	1,577	1,453,294
H28	60,104	13,516,884	56,981	9,965,648	1,619	1,365,742
H29	59,997	13,611,982	56,970	10,032,336	1,570	1,383,175
H30	60,973	13,633,453	57,904	9,980,457	1,612	1,429,051
R1	62,555	13,385,133	59,340	10,026,157	1,667	1,344,639
R2	62,909	13,441,199	59,640	10,476,730	1,697	1,244,492
年 度	工 業 用		営 業 用		そ の 他	
	件 数	使用水量 (㎡)	件 数	使用水量 (㎡)	件 数	使用水量 (㎡)
H23	21	1,099,806	1,308	1,261,196	35	2,692
H24	18	1,210,606	1,303	1,136,337	53	7,593
H25	17	1,260,325	1,319	1,109,226	52	10,402
H26	17	1,262,082	1,347	1,081,660	52	14,119
H27	12	1,232,443	1,351	1,093,988	34	25,159
H28	45	1,125,553	1,413	1,049,410	46	10,531
H29	11	1,101,455	1,365	1,086,421	81	8,595
H30	18	1,174,273	1,357	1,040,259	82	9,413
R1	19	1,020,290	1,438	986,432	91	7,615
R2	23	881,215	1,453	825,823	96	12,939